

○大府市空き店舗等利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府駅及び共和駅周辺の空き店舗等の利活用を促すため、空き店舗等を借り上げて出店する者に対し、予算の範囲内において交付する大府市空き店舗等利活用補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 市内で過去に営業していた実績がある店舗で3か月以上商業活動が行われていないもの（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）又は住居等の用に供していない空家で、改装等により店舗として活用するものであり、道路に面し、かつ、1階部分又は1階部分を含めた複数の階を店舗として一体的に利用するものであること。
- (2) 商業地域 都市計画法（昭和46年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域に指定された区域とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗等を賃借して出店する個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 出店に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有すること又は出店までに有する見込みがあること。
- (2) 本市以外の市町村を含む市町村税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと。
- (3) 空き店舗等の所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは3親等以内の親族でないもの。
- (4) 空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと。
- (5) 既に市内の店舗に出店している申請者が空き店舗等に出店するに当たり、当該市内の店舗が空き店舗とならないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。
- (7) 国、県及び本市が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商業地域の空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業その他市長が特に認める事業であつて、3年以上継続して営業し、概ね月20日以上か

つ1日5時間以上の営業をすることが見込まれるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 空き店舗等を専ら事務所又は倉庫として利用する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に係る事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業その他市長が不相当と認める事業

(補助金の区分等)

第5条 補助金の区分、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の申請及び決定)

第6条 申請者は、補助対象事業を実施する空き店舗等の賃貸借契約を締結した日から30日以内(店舗等改装費補助の場合は工事開始の10日前まで)に、大府市空き店舗等利活用補助金認定申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、大府市空き店舗等利活用補助金(認定・変更認定)通知書(第2号様式)により、相当でないときは大府市空き店舗等利活用補助金不認定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(認定の変更等)

第7条 前条第2項の規定により認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、大府市空き店舗等利活用補助金事業変更・中止承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助金の額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条第2項の例により、認定事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大府市空き店舗等利活用補助金交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、店舗等改装費補助にあつては当該支払完了後30日以内に、店舗等賃借料補助にあつては12か月分の賃借料の支払完了後30日以内に行わなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大府市空き店舗等利活用補助金交付決定通知書(第6号様式)により当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた認定事業者は、速やかに大府市空き店舗等利活用補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 第3条又は第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 補助対象事業の実施期間が3年に満たなかったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条第1項又は第7条第1項の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助要件	補助限度額	補助期間
店舗等 改装費 補助	営業部分に係る 内装工事費、外 装工事費、電気、 空調、給排水、 ガス設備工事費 及び付帯工事 費。（消費税額を 除く。）	1 / 2 以内	市内に住所又 は事業所を有 する者に工事 を請け負わせ る場合	100万円	1回
			上記以外の場 合	80万円	
店舗等 賃借料 補助	賃借料（敷金・ 礼金、駐車場料 金、共益費及び 消費税額を除 く。）	1 / 2 以内	店舗併用住宅 の場合は店舗 と住宅の面積 按分により算 出した店舗部 分に係る賃料	10万円/ 月	12か月 （店舗営業 を開始した 日の属する 月から起 算）